

地方議会改革の検証

—改革の形態と成果の関係—

加 藤 洋 平
木 下 健

1. はじめに

本稿は、近年の地方議会改革の背景や目的、改革の動向をみていくなかで、地方議会改革を検証する枠組み、視点を設定することが目的である。

わが国の地方自治制度では、二元代表制が採用されており、首長の執行機関と議会によって、地方自治が運営されている。具体的には、両者が競い合いながら、地方政治が展開されているということである。ただし、これまで地方自治論では、首長の執行機関の方が政治的に優位な立場にあり、議会は脇役的な存在であるといわれてきた。したがって、地方議会は、地方政治のなかで存在感が低かったともいえる。

しかし、2000年からの地方分権改革が推進され、地方自治体の財政難や政策形成の重要性が指摘されるなかで、改めて地方議会の存在意義が問われている。本来、首長に対抗、牽制できる存在は議会であり、立法機関としての役割も持っている。したがって、今日、地方議会に求められる行政監視機能、立法機能などをより発揮し、地域住民とともに地方政治を担う存在として、その役割の重要性が指摘されているのである。

そうした背景から、全国の地方議会では、議会の機能をより強化するこ

と、多くの住民が議会運営へ参加できる取り組みを、議会改革として実施している。こうした議会改革は、北海道の栗山町から始まり、すでに10年が経とうとしている。この10年間で議会基本条例の制定数が増え、全国の地方議会へ議会改革の取り組みが波及しているといえる。

もちろん、こうした動きのなかで、地方自治論などでは、地方議会改革に関する研究や、自治体議会改革フォーラムの活動によって全国の議会改革に関する調査、研究が実施されている。しかし、この10年間の議会改革の成果などを検証しようとする研究は少なく、地方議会改革に関する検証を行っている研究はあまり見かけない。ここで一度、改革の検証の時期にきているのではないだろうか。今後の地方議会改革をより発展させ、改革を進めていく上での方針を提示するには、これまでの取り組みを検証する作業が必要であると考えらる。

そこで、本稿では、これまでの地方議会改革の現状と、議会改革に関する先行研究をレビューすることで、地方議会改革を検証するための枠組みと方法を提示することが目的である。本稿の構成は以下の通りである。まず、2. では地方議会改革の背景を整理し、3. において自治体議会改革フォーラムと日経グローバルが実施した議会改革の現状分析について述べる。こうした現状分析などから、地方議会によって改革の差が生まれており、議会改革について検証する必要があることを述べている。次に、4. では、これまでの先行研究をレビューし、本研究における検証の分析視点を設定し、最後に5. において検証のための枠組みと方法についてまとめている。

2. 地方議会改革の背景

2. 1 二元代表制のなかでの地方議会の位置づけ

戦後、わが国の地方自治制度では、二元代表制による政府形態を採用し

ている。まず、地方議会には、どのような役割が求められているのか、また、地方議会を改革しなければならない背景を説明するためにも、二元代表制のなかで地方議会がどのような位置づけにあるのか整理する必要がある。そこで、二元代表制のなかで、地方議会の位置づけ、役割について確認していくことにする。

西尾によって二元代表制とは、どのような政府形態であるのか整理されている。二元代表制には、2つの原理がある⁽¹⁾。第1に、首長と議会は双方とも直接住民を代表する機関であり、その正統性の根拠において対等の地位にある。第2に、議会は決して自治体の最高機関ではなく、議会は立法権を完全独占してない反面で、行政権の一部をも所掌する議事機関でもある。つまり、自治体の団体意思決定は、首長と議会に分掌され、あるいは首長と議会の相互作用によってなされる。

また、第1の原理について、さらに詳細な説明がなされている。首長と議会は対等な代表機関として、ともに住民意思の代表機能と統合機能を期待されており、いずれが住民意思を的確に反映しているかをめぐって競い合う関係に立っている。そのため、二元代表制が、「機関対立主義」と呼ばれる所以がここにあるとも述べている。

ちなみに、両機関の代表機能は、その選挙制度に由来する差異があるとされている。首長は全有権者によって投票されるが、議会の議員は特定選挙区有権者の支援があれば当選する。首長は全体代表であり、議員は地域代表という性格をもつ。統合機能については、首長は独任制機関であることから、機関意思の形成が比較的容易であり、一貫した政治指導が積極的に実施することが可能である。一方、議会は合議制機関であり、政党・会派に分化しているため、意思形成が容易ではなく、行動の一貫を保つことが難しい反面、多元的な利益分化を反映するとともに、審議過程において

(1) 西尾勝『都民参加の都政システム』東京都都民生活局企画部、1977年、73-74頁。

争点を提起する面で優れている。

こうした西尾の整理をもとに江藤は、「機関対立主義」ではなく「機関競争主義」という概念を提示している。機構対立主義の「対立」が首長の不信任議決などの対立をイメージしやすく、今後は議会と執行機関が競争しながらより良い地域経営を行うことを強調したいからである。また、江藤は、西尾の2原理に追加して、もう1つの原理を追加している。第3原理として、住民参加が指摘されており、それは議会や執行機関は住民の参加を経ながら競争し合うということである⁽²⁾。

このように二元代表制は、首長と議会が相互作用を及ぼしながら、競争し合って地方政治が展開されているということである。したがって、機関対立主義、機関競争主義の考えでは、お互いに地域、政策のあり方について決定する権限が分有されており、相互に影響を与えながら政策などが決定されているということになる。しかし、地方自治論などの学問の世界での理解では、首長、執行機関の方が立場的に優位に立っていることが言われてきた。我が国の地方政府は、強首長制とも言われている。強首長制は、予算編成権、人事権、再議権もしくは拒否権を首長が持っていることである。我が国の地方政府では、首長がこれらの権限を持っており、首長の方が政治的に強いのが戦後の地方政治の特徴である⁽³⁾。

ただし、こうした理解に対しては、疑問の考え、意見もある。人事面については、首長単独で政治的任命を行うことができず、政策決定に関与する権限を広範に有しており、関心のある争点については望まない決定を強いられないだけの権限を持っているという指摘がある。そのため、地方政府の執政制度は、単純な首長優位として理解することができないというこ

(2) 江藤俊昭『地方議会改革－自治を進化させる新たな動き－』学陽書房、2011年、4-6頁。

(3) 中邨章『地方議会人の挑戦－議会改革の実績と課題』ぎょうせい、2016年、47-48頁。

とである⁽⁴⁾。他にも、議会審議において、議会は大きな影響力を持っていると解釈している研究もある。執行機関が、議案提案にあたり、議会や会派の意向に気を使うのは、議会が自治体の重要な意思決定者の1つであることの証明であり、議会は議会審議において影響力を持っていることが述べられている。ただし、議会事前手続きという住民の目には見えないインフォーマルな場で議論されていることから、それ自体評価は分かれるが、その場で議員が議案に対して影響力を与えているとされている⁽⁵⁾。

最近の研究でも、都道府県議会を対象として、修正・否決事例を検出して議会のフォーマルな影響力が明らかにされている。改革派と呼ばれる知事に触発され、議員が独自色のある議案を活発に提案しているということである⁽⁶⁾。

長らく二元代表制において首長の方が政治的に優位な立場にあると理解されてきたが、そうした理解に対して議会も大きな影響力を持つと疑問を呈する指摘や研究もある。議会は、首長、執行機関に対して影響を与えられる存在であるともいえる。ただし、その時の地方政治の状況によって、やはり首長優位になりやすいのではないだろうか。例えば、最近の例では、大阪市の橋下元市長のように、大阪都構想という独自の政策を実施しようと、強いリーダーシップを発揮する首長もいる。こうした状況は、首長のリーダーシップが強く、首長優位という政治状況が生まれやすいとも考えられる。

地方政治の状況によって、首長と議会の力関係が変わってくるといえる。そうした強いリーダーシップを持つ首長に対してチェックし、対抗できる存在が地方議会である。そのため、首長に対して影響力を及ぼす存在とし

(4) 曾我謙悟・待鳥聡史『日本の地方政治－二元代表制政府の政策選択－』名古屋大学出版会、2007年、317－318頁。

(5) 村松岐夫・伊藤光利『地方議員の研究』日本経済新聞社、1986年、121－123頁。

(6) 馬渡剛『戦後日本の地方議会－1955～2008－』ミネルヴァ書房、2010年、187－188頁。

て、地方議会の機能そのものを強化していくことが必要であると考えられる。そうした地方議会の機能を強化することが、地方議会改革の大きな目的の1つであるといえる。

2. 2 地方議会の役割

地方政府において地方議会の位置づけを確認したが、次に具体的に地方議会はどのような役割、機能があるのか確認する。地方議会に求める機能、役割については論者によって意見の分かれるところである。例えば、会派、議員個人に加えて議会事務局を含めた議会組織総体としての政策提言能力を高めるべきであるという議論が多いとされている⁽⁷⁾。他にも、討議機能の強化や、行政監視へ特化すべきという考えもある。

討議機能の強化は、政策能力の点で執行機関と同様な能力を持つことは困難であり、議会機能の第1は、どのような公共の問題があるかを審議過程の場で示し、執行機関の答弁を引き出しながら政策の方向を提供し、あるいは首長側の見解を述べさせることであるという指摘である⁽⁸⁾。行政監視への特化も、地方議会における立法機能については、それを補助する人材、資源が不足しているからこそ、行政監視機能へ特化した議会になるべきだという考えである⁽⁹⁾。

また、江藤は、行政監視機能と立法機能を高める議会を監視型議会、議会への住民の直接的な参加を組み込んだ議会をアクティブ型議会と呼び、アクティブ型議会を踏まえた監視型議会を協働型議会として、今後、こう

(7) 長野基「市区町村議会の改革とその成果に関する計量的分析」『自治体学—自治体学会誌』自治体学会、第25巻第1号、2012年、88頁。

(8) 村松・伊藤、前掲書、182-183頁。

(9) 中邨、前掲書、156-157頁。もちろん、立法機能を捨てずにそれも強化するという考えもあると指摘されている。その場合、シンクタンクの設置など、政策立案機能強化のための取り組みが必要であるとも述べている。

した議会が必要になると述べている。これは議会への住民参加を基本とし、議会は様々な機能を発揮すべきという考え方である⁽¹⁰⁾。

地方議会に求める機能、役割は、論者によって様々なものがあるといえる。立法機能ではなく行政監視機能などに特化すべきというのは、現実的な考え方であるといえる。本稿では、地方議会においてどの機能が必要であるかということについてここで議論するつもりはない。なぜなら、地域自治体によって地方政治の状況は異なり、地域によって議会に求める機能が異なってくると考えられるからである。

ただ、どのような機能を地方議会に求めるにしても、議会改革によってより高めていくことが必要であるといえる。前述したとおり、議会は、首長に対して影響力を及ぼすことのできる存在であり、機関競争主義の原理を働かせるには議会の機能強化は必要である。

2. 3 地方分権改革の影響

これまで地方政府における地方議会の位置づけ、役割、機能について述べてきた。その他、地方議会を取り巻く状況も変化しており、そうした状況の変化も議会改革を実施する背景となっている。

地方分権改革によって機関委任事務が廃止されたことによって、多くの事務が自治体の自治事務となった。その事務は、議会の決議を経て決定されることになり、議会の行政監視などの機能などがより重要になってきているのである。例えば、北海道芽室町における議会改革のきっかけは2つあり、地方分権改革の影響と、地元住民の議会に対する無関心さや批判であった⁽¹¹⁾。地方分権改革によって、地方議会の役割と責任が増大し、住民

(10) 江藤俊昭『協働型議会の構想』信山社、2004年、38-39頁。

(11) 広瀬重雄・西科純・蘆田千秋・神原勝『ここまで到達した芽室町議会改革-芽室町議会改革の全貌と特色-』公人社、2016年、6-8頁。

の代表機関としての役割を担うためには議会改革が必要ということである。また、後者の議会に対する住民の無関心や批判については、24において詳しく触れるが、芽室町においても「議会は何をやっているところなのですか」、「議員の顔さえ分からない」という住民の意見があり、そうした住民の無関心なところが議会改革のきっかけであった。

地方分権改革は、芽室町議会に限らず、全国の地方議会において大きな改革のきっかけとなっているのは間違いないといえる。他にも、同じ北海道の栗山町でも、議会基本条例の制定、議会改革を進めるようになった背景の1つとして、地方分権時代における議会責任の増大を挙げている⁽¹²⁾。機関委任事務が廃止され、自治体の事務になったことで、それら事務に対して全面的に議会の審議権、議決権、調査権、監査権が及ぶことになったのである。

他にも、平成の大合併や、近年の自治体の財政難なども、地方議会における役割、機能を見直す大きな背景となっているとも考えられる。財政難によって、より執行機関に対する監査機能などの重要性が増しているといえる。

2. 4 地方議会の存在感の低さと議会への不信

また、地方議会において議会改革を実施する社会的な背景もあり、地方議会の存在感が低いことと、議会への不信が挙げられる。先ほども、例として挙げた北海道栗山町の議会改革を進めた最も大きな要因として、議員に対して「選挙のとき以外に議員や議会の姿が見えない」という、町民から痛烈な批判があったことが挙げられている⁽¹³⁾。多くの住民が地方議会に

(12) 神原勝『[増補]自治・議会基本条例論－自治体運営の先端を拓く－』公人社、2009年、130－131頁。

(13) 同上、133頁。

対して関心があるかといえば決してそうではないといえる。

他の自治体でも、半数ぐらいの住民はあまり関心がない状況にある。例えば、藤沢市議会でのアンケート調査では、56%の住民が議会に対して関心を持っているが、残りの約44%は必ずしも議会に対して関心を持っていないという状況にある⁽¹⁴⁾。他の自治体でも、静岡市議会が行った調査では、議会に対して興味があまりないや、ない、と答えている住民に対してその理由についても聞いている⁽¹⁵⁾。その理由として挙げられているのが、「支持する議員や政党がないから」が最も多い。また、そもそも「議員がどんな人か知らないから」や、「市議会が何をするとところか分からないから」と答えている住民もいる。

こうした現状をみれば、地方議会の存在感は低下しており、住民にとってあまり意識されていない存在であるともいえるのである。こうした住民にとって地方議会の存在感が低いのも、地方議会の役割や、地方議員がそもそもどのような役割、活動をしているのか分からないのが大きな理由ではないかとも考えられる。そのため、今日では、議会の役割や議会における成果を住民に対して伝えることを目的として、議会改革に取り組む地方議会が多くなっているといえる。

その他にも、住民が地方議会に対して関心を持っていないだけでなく、今日の地方議員の不祥事から、地方議会、地方議員に対する不信を抱いて

(14) 藤沢市議会HP「市議会に関するアンケート結果」, http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp/g07_shiryu3.asp (2017年10月27日現在) このアンケート調査は、2012年に実施されており、無作為抽出の成人市民3000人にアンケート用紙を配布し、市議会に関することを聞いている。750人からアンケートを回収している(回収率25%)。

(15) 静岡市HP「市議会広報に関するアンケート調査」, http://www.city.shizuoka.jp/000_001392.html (2017年10月27日現在) このアンケート調査は、静岡市の広報に関するアンケートで、市政アンケートモニターとして委嘱された住民100人を対象として実施されている。回収は98人である。

いる住民も多くいると思われる。最近のニュースや新聞の報道において、地方議員の不祥事がよく取り上げられている。特に、報道でよく取り上げられることは、地方議員が政務活動費を不正に利用している事例である。

最近の例は、2014年7月に、元兵庫県議会議員による政務活動費の使途不明な使い方が発覚し、新聞やテレビによって多く報道されたことである。政務活動費を利用した活動の際、具体的な行先や活動内容を詳細に報告することになっていたが、元議員は領収書などを提出しないなど⁽¹⁶⁾、多くの不正利用が発覚したのである。そのため、多くの住民に対して大きな不信を抱かせることになったといえる。他にも、2017年2月、富山市議会においても、複数の議員が政務活動費を不正利用していたことが発覚した。その後、富山市議会では、第三者機関を設置するなど、政務活動費に関する新ルールを策定することや⁽¹⁷⁾、政務活動費に関する条例を改正するなどの取り組みを実施している⁽¹⁸⁾。

多くの住民が地方議会に対して関心を持っていない、または議員の不祥事が報道なされる度に議会へ不信を抱く住民が多くなっている現状があるといえる。そうした状況が影響してか、地方議会選挙の投票率をみると低下しつつある。地方統一選挙の投票率をみれば、2011年まで県議、市議と50%以上があったが、2015年の投票率をみると両方とも50%を切っている⁽¹⁹⁾。

近年、住民の地方議会に対する批判の目は厳しくなっている。また、地

(16) 朝日新聞朝刊, 2014年7月9日

(17) 朝日新聞朝刊, 2017年2月18日

(18) 朝日新聞朝刊, 2017年3月23日

(19) 総務省HP「地方選挙結果調」http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/chihou/index.html (2017年10月27日現在) 2015年の県議の投票率は45.05%, 市議の投票率は48.62%である。1991年では、県議の投票率は60.49%, 市議の投票率は65.39%と、比べると投票率が低下していることが分かる。

方議会での不祥事が起きる度に、地方議会、地方議員のイメージはあまり良いものとならず、地方議会、地方政治から離れていく住民が多くいるのではないだろうか。さらに、そもそも地方議会の存在をあまり知らない、また、地方議会の存在は知っているが、何をしているのか分からないという住民も多い。したがって、本来、住民の代表機関としての地方議会ではあるが、地方議会と住民の距離は、段々と遠くなっており、住民にとって地方議会の存在感があまり感じられなくなっていると考えられる。

2. 5 地方議会改革の検証の必要性

これまで検討してきたように、我が国の地方自治における二元代表制の政府形態、地方議会の役割、機能、地方議会を取り巻く環境を踏まえれば、議会の持つ機能をより高めていくことが必要である。そもそも地方議会改革は、議会権限を強化することと、議会の透明度を高めていくことの2つが目的であるともいわれている⁽²⁰⁾。首長に対抗するための権限、機能の強化、住民の議会に対する無関心や不信などを解消していくためには議会の透明化などの取り組みが必要である。

また、江藤が提示する協働型議会のように、住民の民意を反映させるような取り組みも必要となってくるのではないだろうか。執行機関は、住民の参加を積極的に実施しているが、同じ住民の代表機関である議会も同様に住民参加を行い、執行機関に対抗していく必要がある。もちろん、住民の民意を議会へ反映させ、それを踏まえた上での政策などに関する議論を展開していくことが住民の代表機関としての議会には求められる。

こうした背景や目的から、全国の地方議会において議会改革が実施されているといえるが、そもそも地方議会改革は、2006年に北海道の栗山町が議会基本条例を制定したことをきっかけとして、全国の地方議会でも実施

(20) 中邨、前掲書、52頁。

されるようになった。したがって、議会改革が始まって約10年が経とうとしており、この10年で先進的な取り組みが全国の地方議会に広がっている。

しかし、この10年でどの程度、地方議会の改革が進んでいるのか、また、どのような過程を経て改革が実施されているのかなど、地方議会改革の検証についてあまり行われてこなかったといえる。この10年、多くの地方議会で議会改革が実施されているが、改革が進んでいる議会と、そうではない議会の差が出始めているのではないだろうか⁽²¹⁾。さらに、先進的な取り組みが全国の地方議会へ波及しているが、中身の伴わない改革が実施されている可能性もある⁽²²⁾。

例えば、議会改革を実施する際に、議会基本条例が制定されることが多くある。この10年間で多くの地方議会において条例が策定されている。早稲田大学マニフェスト研究所の2016年調査では、2010年において策定している議会の割合として8%であったが、2016年において51%と半数の議会で策定されている⁽²³⁾。他にも、自治体議会改革フォーラムの調査では、2015年末の累計で724議会が議会改革基本条例を制定している⁽²⁴⁾。その議会基本条例の制定数をグラフにしたのが図表1であり、年々、制定数が増加していることが分かる。

しかし、これだけ議会基本条例が全国の地方議会に波及しているが、実効性のともなわない基本条例も少なくないということも十分に考えられる

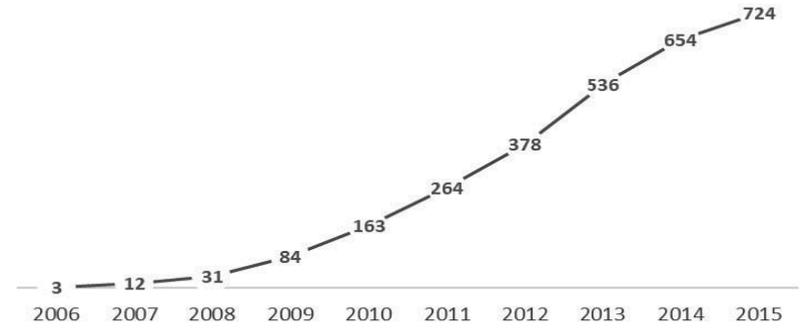
(21) 神原勝・江藤俊昭・廣瀬克哉・中尾修『議会改革はどこまですすんだか—改革8年の検証と展望』公人の友社、2015年。

(22) 東京財団政策研究「議会基本条例「東京財団モデル」普及度合いの検証」2011年3月。http://www.tkfd.or.jp/files/doc/2010-14.pdf (2017年10月30日現在)。

(23) 早稲田大学マニフェスト研究所HP「議会改革度調査2016」http://www.maniken.jp/gikai/2016_kihonjorei.pdf (2017年10月30日現在)。

(24) 長野基「条例分析 2015年制定の議会基本条例に見る議会改革の動向」廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編『議会改革白書2016年版』生活社、2016年、95頁。

図表1 議会基本条例の制定累計数
議会基本条例の制定累計数



(出所：「全国自治体議会の運営に関する実態調査2016調査結果概要」より筆者作成)

のである。本来、議会基本条例を策定すれば、それをもとに具体的な改革を実施していくことになる。しかし、議会基本条例を策定したが、具体的な取り組みまで実施されていないケースもあるのではないだろうか。議会基本条例を制定することが目的化し、議会改革の成果まで意識した改革の取り組みを実施しているところばかりではないとも考えられる。したがって、地方議会改革が始まり、約10年経つが、改革の検証の時期にきているともいえる。

本研究では、栗山町を端に始まった2006年以降の議会改革の流れが全国に波及し、この議会改革の潮流を第一次議会改革であると捉える。議会改革が実施され始めて以降、10年目に入り、今後それぞれの自治体に応じた第二次議会改革がなされると予想される。そのため、この第一次議会改革の検証を行い、改革の進め方について検証を行っていききたい。それにより、これからの第二次議会改革の改革方針を示していきたいと考えている。

もちろん、これまでの地方議会改革がどの程度進んでいるのか、様々な

ところで現状調査が行われている。また、地方議会改革の実態を明らかにしている学術研究もいくつかある。そこで、本稿では、まずそうした現状調査や先行研究についてみていきたい。そして、本稿が具体的にどのような視点、枠組みから地方議会改革を検証しようとしているのか、最後に提示する。

3. 地方議会改革の現状

3. 1 自治体議会改革フォーラムによる調査

今日、地方議会改革の現状について調査がいくつか行われている。全国の地方議会を対象として、アンケート調査が実施されており、どこの地方議会の改革が進んでいるのか、ランキングなどを公表されていたりしている。ここではいくつかの調査結果を概観することで、地方議会改革の現状についてみていくことにする。

まず、自治体議会改革フォーラムが実施したアンケート調査の結果についてみていくことにする⁽²⁵⁾。ここでは最新のデータである2016年版のアンケート結果から、地方議会改革の現状がどのようになっているのか、みていくことにする。2016年調査では、都道府県47、政令市20、特別区23、市746、町村717と全国1553自治体からの回答（回収率86.9%）があった。

まず、議会改革を実施するうえで、どのような検討態勢を取っているのかが調査されている。①議会運営委員会での検討が25.4%、②特別委員会で検討が20.3%、③調査会・検討会など議員のみで構成する検討組織を設置しての検討が12.7%である。この結果は、2013年時の調査とあまり変わらないということである。この態勢の他、④議会改革検討組織への住民参

(25) 「全国自治体議会の運営に関する実態調査2016 調査結果概要」廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編『議会改革白書2016年版』生活社、2016年、131-154頁。

加として、議員以外の専門家あるいは住民が参加して実施されたのは2議会だけであった。また、議会改革の取り組みは終了したので、態勢は解散しているとする割合は6.2%あった。

討議のあり方については、一般質問、代表質問において一問一答形式を導入している議会は、81.2%であり、2007年調査と比べた際（42.5%）、約2倍に増加しているということである。また、首長などへの反問（逆質問）権については、47.5%であり、2008年調査と比較し（4.7%）、約10倍も増加している。

次に、住民参加の現状であるが、請願、陳情の際、提出者として住民が希望すれば、直接議会で説明していることを認めている議会は17.3%であり、2010年調査（7.0%）と比べて約2.5倍増えている。また、公聴会開催が0.5%、参考人招致実施は17.1%と大きな変化が見られないということである。住民との対話会を直近1年間で設けたかどうかについては、50.0%の議会が設けており、2008年調査とくらべて5.8倍の水準である。ただし、2015年と2016年の調査を比べた際、あまり差がないということである。

議会の透明化、情報公開については、会議を公開する制度・ルールを設けているかどうかについて、条例ですべての会議、原則公開を定めているのは16.6%、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会までを原則公開としているのが、18.5%であった。すべての会議を原則公開しているのは、2010年調査（2.4%）と比べて大きく増加している。常任委員会審議の全文を記録し、ホームページ上で公開を行っている議会は23.2%であり、2009年調査と比べて約2倍の水準へと進展している。

最後に政策立案、立法活動については、首長側提出議案に対する議員による修正案の提出が16.9%である。これは2010年調査（24.3%）と比べて減少しており、2010年調査以降、最小値を示しているということである。議員提案条例については、8.4%と2012年（8.1%）、2013年（8.4%）と比べてあまり差がない。

3. 2 日経グローバルによる調査

日経グローバルでは、全国の地方議会の改革状況が、ランキング形式によって発表されている。日経グローバルでのアンケート調査では、まず都道府県議会について調査が実施されている⁽²⁶⁾。都道府県議会の調査では、「議会の情報公開」、「議会への住民参加」、「議会の運営改善」の3分野を中心に38の設問を設けている。それを200点満点で採点し、偏差値化することで分析を行っている。偏差値化では、分野別に関連がある「情報公開」と「住民参加」を合わせた「公開・住民参加度」と、「運営改善度」の2分野について偏差値が示されている。

都道府県議会において最も得点が高かったのは、三重県の115.3点であった。この点数は、必ずしも高いとは言えないが、問題なのは都道府県によって議会改革度に大きな差が生まれているところであると指摘されている⁽²⁷⁾。最も得点が低いのが、岡山県の29.3点であり、全国の都道府県によって差が生まれているということである。こうした改革度の差が生まれる要因の一つとして考えられるのが、議会基本条例を制定し、それに基づいて議会改革が実施されているかどうかと指摘されている。上位に入っている議会のほとんどは、議会基本条例を制定し、議会改革を実施しているということである。

また、上位に入っている議会では、「改革派知事」の影響も大きいといわれている。かつて三重県では北川正恭前知事、2位の岩手県は増田寛也前知事、3位の宮城県は浅野史郎前知事、6位の大阪府は橋下徹前知事と、上位の都道府県議会では「改革派知事」存在が影響していることも考えられると指摘されている⁽²⁸⁾。

(26) 日経グローバル編『地方議会改革の実像－あなたのまちをランキング－』日本経済新聞出版社、2011年、26－52頁。

(27) 同上、27頁。

(28) 同上、28頁。

個別にみれば、議会の公開度・参加度については、45議会がホームページ上で本会議を同時中継している。しかし、委員会になると公開の度合いは下がり、予算・決算委員会の中継は20議会、常任委員会に至っては7議会しかないのが現状である。また、請願者、陳情者の議会における発言保障については10議会のみであり、内容を議事録に残しているのは7議会のみであった。議員間の自由討議を制度化しているのは11会議、一問一答方式を採用しているのは10議会であった。

市区の議会も同様に、全国807市区を対象に調査を実施しており、ランキングを提示している⁽²⁹⁾。トップが京都府京丹後市、2位が三重県の伊賀市であった。京丹後市では、本会議での一問一答方式を導入、執行機関が議員に質問する反問権を認めるなど、議会運営の改善度では偏差値が92.9と高い数値が出ている。伊賀市では、住民参加度がトップの91.4であり、住民の議会参加が様々な制度で保障されているということである。また、偏差値が55未満の議会は614市区と全体の77%も占めており、市区の議会においても改革度の差が生じているとも考えられる。

3. 3 現状分析から見えてくる点

ここでは自治体議会改革フォーラムが毎年実施している実態調査と、日経グローバルの実態調査についてみてきた。自治体議会改革フォーラムの現状調査を見る限り、全体的に改革が進んでいるように見える。討議のあり方、住民参加、議会の公開など、以前の調査結果よりも数値が上がっている。これは前述したとおり、議会改革の取り組みが全国の議会へと波及し、多くの議会で取り組まれているということであろう。

また、この調査では、議会改革を検討する際の組織形態が異なるということも調査されており、地方議会によって議会改革を進め方に違いがある

(29) 同上、65-87頁。

ことも読み取ることができる。こうした検討の組織形態が異なることで、議会改革の成果に違いが生まれるのではないのかという疑問が生じる。

一方、日経グローバルのランキングをみれば、議会改革が進んでいる議会と、そうではない議会の差が生まれてきているのではないだろうか。もちろん、このランキングの下位であるため、必ずしも改革が進んでいないということではない。ただ、この調査結果から、地方議会間で改革の成果に差が生まれてきているとも読み取ることができるのである。

こうした改革の取り組みや成果に差が生まれているのは何故か。また、議会改革の成果が生まれている地方議会ではどのように改革を実施しているのか。こうしたデータを活用して、より詳細な検証が必要であると思われる。

4. 地方議会改革に関する先行研究

4. 1 議会基本条例に関する研究

議会基本条例に関する先行研究として、長野及び芦立の研究が挙げられる⁽³⁰⁾。長野は、2つのリサーチクエスチョンを明らかにしようとしている。第1は、議会基本条例はどのような要素によって促進されうるのかである。第2は、議員提案条例と議会による議案修正はどのような要素によって促進されうるのかである。これらのリサーチクエスチョンを明らかにするため、本稿でも触れた自治体議会改革フォーラムが2007年から実施している、全国自治体議会の運営に関する実態調査のデータについて共分散構造分析を用いて分析が行われている。分析の結果、議会基本条例については、住民との対話の場が議会基本条例に作用していること、議会費が議員提案条例に作用していること、議員間討議及び請願・陳情における住民の提案説

(30) 長野、前掲論文、2012年、88-95頁。

明が議会による議案修正に作用していることが明らかにされている。この分析結果から、近年の議会基本条例を切り口にした改革は、住民参加と議会基本条例の組み合わせによる、住民との対話を通じた議会改革の要素が強いとも指摘されている。

芦立は、首長側が制定する自治基本条例と、議会側が制定する議会基本条例の関係から分析を行っている⁽³¹⁾。首長側、執行機関によって自治基本条例が制定された後で、そうした様子を見た議会が危機感を感じ議会基本条例の制定へ取り組むということを、検証している。

芦立の研究においても、全国自治体議会の運営に関する実態調査の2013年データが用いられており、自治基本条例が制定されているところと、制定されていないところでは前者の方で議会基本条例が多く制定されていることが確認されている。しかしながら、自治体議会改革フォーラムが発行している2009年版『議会改革白書』によると、2008年末までに議会基本条例を制定した31の地方自治体のうち、自治基本条例が議会基本条例より先に施行された例は3市のみであったとされる。執行機関の自治基本条例制定の動きが先で、それを見た議会が危機感を感じて議会基本条例を制定した例はあまり多くないということである。したがって、首長、執行機関における改革の動きが、議会改革を促している要因ということあまり考えられないということである。

4. 2 立法機能に関する研究

立法機能に関する研究として、中谷、長野、小林他の研究が挙げられる。中谷は、1999年から2005年の間に全都道府県のなかで最も多い提案が行われている鳥取県を事例として、立法機能に関する分析が行われて

(31) 芦立秀朗「地方議会改革と議会基本条例—自治基本条例との関係から」『京都産業大学世界問題研究所紀要』京都産業大学、第31号、2016年、146-150頁。

いる⁽³²⁾。鳥取県がなぜ議員提案条例が多いのか、その理由として挙げているのが、個々の議員が立法することに対する高い意識を持っていること、当時の片山前知事が根回しをやめ、与野党意識を議会で作らなかったことが、議員提案の数が増えている要因であることが指摘されている。さらに、議会事務局の法制機能を高め、参議院調査担当課から初めて職員を派遣してもらうなどの取り組みも大きく影響していることも述べられている。

長野は、議員提案条例については、投入される資金量が最も作用する要素であり、議会を支えるスタッフの質と量が重要であるとしている⁽³³⁾。そのため、議会事務局の人員確保すること、政務調査費などで人員を確保する手段が必要であることを指摘している。議会による議案修正については、議員間討議による議会としての意思形成と、住民からの請願・陳情が大きく作用している要素であった。検討過程に住民を参加させ、最終的に議員間討議を通じて首長側の提案の修正を行う「修正する議会」ということである。

小林他は都道府県議会議員の意識を分析しており⁽³⁴⁾、この研究では、政策立案活動を重視している立法型の議員ほど、「議会の政策機能の強化」や、「議会一般運営の改善」を望むとともに、条例制定活動を活発に行っていることが明らかにされている⁽³⁵⁾。

加えて、地方議会改革時に議会の政策立案活動を活発にするには、議会事務局の充実が提案されることが多いが、この研究では、議会事務局の体制に満足している議員ほど、政策立案活動に対して積極的であることも明

(32) 中谷美穂「地方議員の役割意識」、小林良彰・中谷美穂・金宗郁『地方分権時代の市民社会』慶應義塾大学出版会、2008年、111-115頁。

(33) 長野、前掲論文、2012年、88-95頁。

(34) この研究では、都道府県議会議員全員を対象としたものであり、1103名の回答を得ている。回収率は4割(39%)である。

(35) 小林良彰・中谷美穂・金宗郁「地方分権時代の議員意識」小林良彰・中谷美穂・金宗郁『地方分権時代の市民社会』慶應義塾大学出版会、2008年、54-59頁。

らかにされている⁽³⁶⁾。

4. 3 定数削減及びその他議会改革に関する研究

他にも、地方議会における定数削減の要因について明らかにしている研究として、濱本及び市村が挙げられる。濱本によると、定数削減については、町村レベルの議会ほど削減が進み、財政状況が良い地方政府ほど削減が進んでいる⁽³⁷⁾。また、地域がより分割されているほど、定数の削減が進みにくく、定数削減が進んでいる議会ほど、市民社会組織等の参加比率も上昇し、代表制が補完されているということである。議会の透明性、開放性が高いのは、都市部の議会によって積極的に取り組まれており、議会事務局の充実に関しては人口規模の大きな地方政府ほど事務局の人数が多く、議会の透明性が高いところほど、議会事務局人数が多いということも明らかにされている。

市村は、栃木県小山市を対象とした事例研究を行っており、そこでは、議員定数の削減をせず、議員報酬を2年間、5%削減したことを明らかにしている⁽³⁸⁾。小山市の議会改革は、2010年4月に議会改革推進協議会及び専門部会が設置され、議長が議会改革推進協議会に諮問する形で、定数削減・議員報酬削減などが検討された。議員定数については、削減ありきでは議会制民主主義の成熟には繋がらないという意見がある一方で、近隣市議会や歳出削減の必要性等から議員定数の削減が必要であるという意見があり、統一した結論には至らなかったとされる。

(36) 中谷, 前掲書, 111-115頁。

(37) 濱本真輔「地方議会の現状－代表, 統合, 立法機能の観点から－」辻中豊・伊藤修一郎編著『ローカル・ガバナンス－地方政府と市民社会－』木鐸社, 2010年, 135-144頁。

(38) 市村充章「小山市における議会改革（議会基本条例, 議員定数, 議員報酬, 政務調査費）の進展」『白鷗大学法政策研究所年報』第4号, 2011年, 28-31頁。

その他、議会改革に関する研究として、芦立や本田の研究が挙げられる。芦立は、議員の入れ替えが多ければ、議会改革が促されることを明らかにしようと試みている。新しい議員が多く当選すれば、議会において新たな考えが主張され、議会改革が促されるということである。この点について、早稲田大学マニフェスト研究所が実施した2014年地方議会改革ランキングにおいて、9位の京都市会、10位の東京都町田市、13位の京都府議会を事例として検証している。それぞれの議会では、議員の入れ替えは多く行っておらず、必ずしも議員の入れ替えが議会改革を促しているとは捉えることはできないということである⁽³⁹⁾。

本田は、議会広報という観点から、栗山町の議会基本条例の条文について分析を行っている。栗山町の議会基本条例の第4条では、議会における公開活動の取組みに関する規定が定められている。そこでは議員と住民が公式の場で議論する一般会議、参考人制度及び公聴会制度の活用、議会報告会の開催などに関する事柄が記載されており、栗山町では、この規定に基づき外部に対する透明化を図ろうとしているのである⁽⁴⁰⁾。さらに、栗山町では、他にも議会のWebサイトや書籍等などの出版によって町民以外にも積極的に情報を発信しているのである⁽⁴¹⁾。この点について本田は、条例の前文や目的において広報活動の重要性が規定されているところほど、広報活動の手段が充実していることも明らかにしている⁽⁴²⁾。

こうした研究結果から、議会の役割をどのように位置づけるのかによっ

(39) 芦立、前掲論文、144-146頁。

(40) 本田正美「地方議会の広報活動に関する事例研究－栗山町議会の事例を中心として－」『情報学研究：学環：東京大学大学院情報学環紀要』東京大学、2011年、88-90頁。

(41) 同上、95-96頁。

(42) 本田正美「議会基本条例に見る地方議会の広報活動」『日本社会情報学会全国大会研究発表論文集』日本社会情報学会、2010年、315頁。

て、取るべきパフォーマンス強化の戦略が違うことが示されたということである。特に、長野の研究は、地方議会改革の成果を計量的な手法を使って実証的に明らかにしている、数少ない研究であるといえる。

4. 4 本研究における検証、分析の視点

ここでは近年の地方議会改革に関する先行研究、特に議会改革の実態や、改革がどのような要因が影響して行われているのかを中心にレビューしてきた。長野の研究のように議会改革を進めていくには、どのような要因が重要となるのか、議会改革を進めていく上で大きく参考となる成果であるともいえる。

また、市村の研究が示すように、議会改革の議題によっては議員間、会派間で違いが表れ、意見がまとまらないケースもあることが示唆されている。特に、この事例で扱われていたのは議員の定数や報酬であり、そもそもこうした議題は議員自身の身分に関わるものであって取り上げ難いものであるともいえる。したがって、議会改革を進めていく上で、議題に上がり難いものもあり、議員間、会派間で合意が得難いものがあるということが考えられる。

こうした先行研究の成果をみれば、議会改革がどのような要因で促されるのか、どのような要因が重要となってくるのかなどについて明らかになっている。しかし、地方議会が具体的にどのような過程を経て改革を実施しているのかなど、その改革過程までは明らかにされていない。比較的改革が成功している地方議会ではどのように改革を進めているのか、また、議会改革に関わっている議長や議員、議会事務局などがどのような役割を担っており、それぞれがどのような改革に関わっているのかについてまで明らかにされていない。

例えば、3.1で触れたが、自治体議会改革フォーラムが実施している「全国自治体議会運営実態調査」において議会改革を実施する際の検討組織

の形態に関する調査が行われている。それぞれの検討組織の形態の違いによって、議会改革の成果に違いや差が生まれている可能性があると考えられる。地方議会が改革を進めていく上で、どのような組織形態を採用することが改革を進めやすいかなど、改革を進めていく上で考慮すべき点もいくつかあるといえる。そこで、本研究では、検討組織の違いに着目して、議会改革の過程から地方議会改革を検証していくことを試みていきたい。

5. 議会改革の形態とその成果

これまでの検討を踏まえて、地方議会改革を検証するために、改革の形態とその成果の帰結を推論する。そこで、図表2の枠組みを設定する。

この枠組みは、自治体議会改革フォーラムが実施している市区町村に対するアンケート調査をもとに作成したものである。前述したとおり、本稿では、議会改革の過程に着目し、どのような過程を経ていくことで改革が可能になるのかを明らかにすることであった。その際、議会改革を進める際の形態に着目する。こうした形態の違いは、議会改革の成果にも違いを生むと考えられる。

第1に、議会運営委員会による改革は、「行政監視・透明化」及び「討議機能」を強化すると考えられる。議会運営委員会は、1991年の地方自治法改正により設置が可能となった委員会である。地方自治法第109条3項は、条例により議会運営委員会を設置できることが規定されており、議会運営委員会の所管事項は、①議会の運営に関する事項、②議会の会議規則、委員会に関する条例等に関する事項、③議長の諮問に関する事項に限定されている。この規定からも分かるように、議会運営委員会は、議事日程を調整し、発言の順序などを取り決めるといった議会の運営を担っているといえる。そのため、議会運営委員会での改革を進める場合、議案に対する議員の賛否を公開することや、委員会記録の公開といった透明化に寄与す

図表2 地方議会改革の形態とその成果の推論

	議会運営委員会	特別委員会	調査会・検討会	常設の議会推進組織	専門家・住民を含む組織
1. 条例制定・修正	△	△	△	△	○
2. 行政監視・透明化	○	○	△	△	△
3. 討議機能	○	○	△	○	△
4. 議員定数・報酬	×	×	△	△	○
5. 事務局機能	△	△	△	△	△
6. 住民参加	×	×	△	○	○

(注：○は議会改革の効果あり，△は効果不明，×は効果なしを意味する。)

(出所：筆者作成)

るとともに、議員間討議や首長の反問権の導入など、討議機能の強化に寄与することが推論される。

第2に、特別委員会を設置して、議会改革を進める場合、議会運営委員会の際と同様に、「行政監視・透明化」及び「討議機能」を強化すると考えられる。特別委員会の設置は、議会として重点的に取り組む事柄として、議会改革を設定するものである。議会運営委員会と同様に、議員のみでメンバーが構成されることから、「行政監視・透明化」及び「討議機能」については、議題として取り上げやすく、改革を行いやすいと考えられる。他方で、議員のみで構成されるため、「議員定数・報酬」については、取り上げるインセンティブが十分になく、改革は進まないと考えられる。同様に、議会への住民参加を促進しようとするインセンティブがないと考えられる。

第3に、調査会・検討会は、先ほどの議会運営委員会や特別委員会とは異なり、臨時で作られる検討組織であり、かつ委員会と比べて議会改革を先導するまでの役割を持っていないため、改革の効果としてはあまり期待できないと考えられる。調査会や検討会は、実際に議会改革を行うための準備組織であり、頻繁に開催がされていないと考えられる。そのため、全

での項目で、改革の成果はほとんどないと考えられる。

第4に、常設の議会推進組織は、常に議会改革について推進する体制が整えられていることから、改革の効果はある程度、期待できるといえる。主に、議長の諮問機関として何らかの組織が設置されるため、議長の意向が反映されやすいと考えられる。議長は議会多数派から選出される場合が多いため、議員個人の賛否を明らかにすることなど透明化には十分に組み込まない可能性がある。他方で、議員間討議であれば、執行機関を呼ぶことなく、議員のみで取り組める事項であるため、改革が進むと考えられる。また、推進組織の構成メンバーに依存するが、議会多数派や議長の意向として、開かれた議会をつくるために、議会が主催する住民との対話会を設けることや、住民による請願・陳情を議会内で聴取する制度を設けることが考えられる。

第5に、専門家・住民を含む組織で改革が進められる場合、議員のみで構成される改革とは一線を画すと考えられる。専門家や住民は、住民の利益を最大化するような効用関数を持っていると予想される。そのため、「議員定数や報酬」を見直すことや、議会への住民参加が促されるような改革が進みやすいといえる。また、「条例制定・修正」についても、議会としての立法機能を強化することで、機関競争主義を働かせるように改革を行うと考えられる。それは、議会が立法機能として役割を果たすことで、住民の多様なニーズに対応できるようになると考えられるためである。

このように、議会改革の形態の違いにより、議員のみで構成されるか否か、あるいは開催の頻度や目的、組織の違いから異なる成果が得られると推論される。

6. おわりに

本稿では、地方議会改革の背景や目的、改革の動向を概観し、これまで

の先行研究を整理してきた。また、地方議会改革の進め方の形態に着目し、その成果が異なることを推論した。地方政治においては、首長と議会の二元代表制であり、議会は合議制機関であり、政党・会派に分かれ、多面的な利益分化を反映している。地方分権改革以降、自治事務が増大し、議会の審議権、議決権、調査権、監査権が及ぶようになったため、議会改革が求められるようになったといえる。また、議会への関心が低いことや政務調査費の不正使用などの外部環境の変化により、議会は改革することが求められているといえる。

現状分析では、自治体議会改革フォーラム及び日経グローバルの実態調査を用いて、改革の進展を示した。例えば、2016年の調査では、常任委員会審議の全文を記録し、ホームページ上で公開を行っている議会は23.2%であり、2009年調査と比べて約2倍の水準へと増加していることを確認した。

議会改革に関する先行研究では、議会改革がどのような要因で促されるのか、どのような要因が重要となってくるのかなどについて明らかにされていた。長野によれば、住民との対話の場が議会基本条例に作用していること、議会費が議員提案条例に作用していること、議員間討議及び請願・陳情における住民の提案説明が議会による議案修正に作用していることが示されていた。しかし、地方議会が具体的にどのような過程を経て改革を実施しているのかなど、その改革過程までは明らかにされていない。

そこで、議会改革の過程を明らかにするため、組織の形態の違いに着目し、改革組織の形態と成果の関係について推論を行った。重要な点は、議員のみで構成されるか否か、また開催の頻度が通常年4回の会期に限定されるのか、あるいは継続的に開かれるのか、そして改革を扱う委員会や組織の性質により、異なる成果が得られるのではないかとということである。

ただし、本稿により示した議会改革の形態と成果の関係が、一般性を持つかどうかは、今後、更なる検証が求められるものである。事例によって

は、複数の形態を併用している可能性も想定されうる。また、選挙を経た後に、議会運営委員会による改革から特別委員会を設置して、改革を進めるなど、変更が加えられることも考えられる。

こうした課題があるとはいえ、改革の形態の違いにより、異なる成果が得られることが明らかとなれば、今後の改革の形態を選択するときに役に立つと考えられる。例えば、行政監視・透明化や討議機能を強化したいと考える議会があったとすれば、議会運営委員会や特別委員会による改革を進めるべきと判断することが可能となる。あるいは、議員定数や報酬が高いと考える議会があれば、専門家や住民を含めて、議論をすることにより、住民が納得のできる適正な定数や報酬に是正されることに繋がる。そうした議会改革を進める上での過程を明らかにしていくことで、今後の改革の方向性が示されるのではないだろうか。

参考文献

- 芦立秀朗「地方議会改革と議会基本条例—自治基本条例との関係から」『京都産業大学世界問題研究所紀要』京都産業大学、第31号、2016年
- 市村充章「小山市における議会改革（議会基本条例、議員定数、議員報酬、政務調査費）の進展」『白鷗大学法政策研究所年報』第4号、2011年
- 江藤俊昭『地方議会改革—自治を進化させる新たな動き—』学陽書房、2011年
- 江藤俊昭『協働型議会の構想』信山社、2004年
- 神原勝・江藤俊昭・廣瀬克哉・中尾修『議会改革はどこまですすんだか—改革8年の検証と展望』公人の友社、2015年
- 神原勝『[増補] 自治・議会基本条例論—自治体運営の先端を拓く—』公人社、2009年
- 小林良彰・中谷美穂・金宗都「地方分権時代の議員意識」小林良彰・中谷美穂・金宗都『地方分権時代の市民社会』慶應義塾大学出版会、2008年
- 自治体議会改革フォーラム「全国自治体議会の運営に関する実態調査2016 調査結果概要」廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編『議会改革白書2016年版』生活社、2016年
- 曾我謙悟・待鳥聡史『日本の地方政治—二元代表制政府の政策選択—』名古屋大学出版会、2007年

- 中谷美穂「地方議員の役割意識」, 小林良彰・中谷美穂・金宗都『地方分権時代の市民社会』慶應義塾大学出版会, 2008年
- 中邨章『地方議会人の挑戦－議会改革の実績と課題』ぎょうせい, 2016年
- 長野基「条例分析 2015年制定の議会基本条例に見る議会改革の動向」廣瀬克哉・自治体議会改革フォーラム編『議会改革白書2016年版』生活社, 2016年
- 長野基「市区町村議会の改革とその成果に関する計量的分析」『自治体学－自治体学会誌』自治体学会, 第25巻第1号, 2012年
- 西尾勝『都民参加の都政システム』東京都都民生活局企画部, 1977年
- 日経グローバル編『地方議会改革の実像－あなたのまちをランキング－』日本経済新聞出版社, 2011年
- 濱本真輔「地方議会の現状－代表, 統合, 立法機能の観点から－」辻中豊・伊藤修一郎編著『ローカル・ガバナンス－地方政府と市民社会－』木鐸社, 2010年
- 広瀬重雄・西科純・蘆田千秋・神原勝『ここまで到達した茅室町議会改革－茅室町議会改革の全貌と特色－』公人社, 2016年
- 本田正美「地方議会の広報活動に関する事例研究－栗山町議会の事例を中心として－」『情報学研究：学環：東京大学大学院情報学環紀要』東京大学, 2011年
- 本田正美「議会基本条例に見る地方議会の広報活動」『日本社会情報学会全国大会研究発表論文集』日本社会情報学会, 2010年
- 馬渡剛『戦後日本の地方議会－1955～2008－』ミネルヴァ書房, 2010年
- 村松岐夫・伊藤光利『地方議員の研究』日本経済新聞社, 1986年

参考資料・参考HP

- 朝日新聞朝刊, 2017年3月23日
- 朝日新聞朝刊, 2017年2月18日
- 朝日新聞朝刊, 2014年7月9日
- 静岡市HP「市議会広報に関するアンケート調査」, http://www.city.shizuoka.jp/000_001392.html (2017年10月27日現在)
- 総務省HP「地方選挙結果調」http://www.soumu.go.jp/senkyo/senkyo_s/data/chihou/index.html (2017年10月27日現在)
- 東京財団政策研究「議会基本条例「東京財団モデル」普及度合いの検証」2011年3月, <http://www.tkfd.or.jp/files/doc/2010-14.pdf> (2017年10月30日現在)。
- 藤沢市議会HP「市議会に関するアンケート結果」, http://shigikai.city.fujisawa.kanagawa.jp/g07_shiryoy3.asp (2017年10月27日現在)

流経法学 第17巻 第2号

早稲田大学マニフェスト研究所HP「議会改革度調査2016」http://www.maniken.jp/gikai/2016_kihonjorei.pdf (2017年10月30日現在)

謝辞

本研究は、JSPS科研費17K03561の助成を受けたものです。